

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鴨川市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

鴨川市長

## 公表日

令和7年5月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険資格管理異動事務            ②退職被保険者適用関係事務            ③国民健康保険の療養給付事務            ④限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証事務            ⑤国民健康保険特定疾病医療受療証交付事務            ⑥国民健康保険葬祭費、出産育児一時金支給事務            ⑦鴨川市短期人間ドック利用助成事務            ⑧第三者行為求償事務            ⑨国民健康保険高額療養費等資金貸付事務</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))又は社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)&gt;</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	<p>① 国民健康保険システム            ② 中間サーバー            ③ 団体内統合利用番号連携サーバー            ④ 国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)            * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。            ⑤ 医療保険者等向け中間サーバー等            ⑥ 国保事務処理標準システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
① 国民健康保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 44の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>

②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 1. 2. 3. 6. 13. 16. 19. 27. 38. 42. 48. 56. 65. 69. 83. 87. 111. 115. 125. 126. 131. 137. 141. 145. 158. 161. 164. 165. 166. 173の項 (情報照会の根拠) 48. 69. 70. 71の項  <オンライン資格確認業務> ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	市民生活課
②所属長の役職名	課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
—	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	鴨川市総務課行政係 千葉県鴨川市横渚1450番地 04-7093-7829(直通)
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	鴨川市市民生活課保険年金係 千葉県鴨川市横渚1450番地 04-7093-7839(直通)
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> [ <input type="checkbox"/> ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバーの取得の徹底や、住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行なうことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに人為的ミス発生するリスクに対し、複数の職員による確認を行う、特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管するなど対策を講じており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検      [    ] 内部監査      [    ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[    十分に行っている    ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</div> </div> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[    十分である    ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
判断の根拠	システムへのアクセス時には、IDとパスワードによる認証が不可欠であり、権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対策は十分である。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	I-5 ②所属長の役職名	—	課長	事前	
令和1年6月30日	IV-1 提出する特定個人情報保護	—	基礎項目評価書	事前	
令和1年6月30日	IV-2 目的外の入手が行われるリス	—	十分である	事前	
令和1年6月30日	IV-3 目的を超えた紐付け、事務に	—	十分である	事前	
令和1年6月30日	IV-3 権限のない者(元職員、アク	—	十分である	事前	
令和1年6月30日	IV-4 委託先における不正な使用等	—	委託しない	事前	
令和1年6月30日	IV-5 不正な提供・移転が行われる	—	提供・移転しない	事前	
令和1年6月30日	IV-6 目的外の入手が行われるリス	—	十分である	事前	
令和1年6月30日	IV-6 不正な提供・移転が行われる	—	十分である	事前	
令和1年6月30日	IV-7 特定個人情報の漏えい・滅	—	十分である	事前	
令和1年6月30日	IV-8 実施の有無	—	自己点検	事前	
令和1年6月30日	IV-9 従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事前	
令和3年9月16日	I-1 ②事務の概要、③システムの	—	オンライン資格確認のしくみに関する記載	事前	
令和3年9月16日	II-1 評価対象の事務の対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事前	
令和3年9月16日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年6月16日時点	令和3年7月31日時点	事前	
令和3年9月16日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年6月16日時点	令和3年7月31日時点	事前	
令和7年5月30日	I-1 ③システムの名称	① 国民健康保険システム ② 中間サーバー ③ 団体内統合利用番号連携サーバー ④ 国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」 という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合 会に設置される国保総合(国保集約)システム サーバー群と、市区町村に設置される国保総合 PCで構成される。 ⑤ 医療保険者等向け中間サーバー等 ⑥ 医療事務処理標準システム(ガバメントクラ ウド上の標準準拠システム)	① 国民健康保険システム ② 中間サーバー ③ 団体内統合利用番号連携サーバー ④ 国保総合システム及び国保情報集約シ ステム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」 という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合 会に設置される国保総合(国保集約)システム サーバー群と、市区町村に設置される国保総合 PCで構成される。 ⑤ 医療保険者等向け中間サーバー等 ⑥ 医療事務処理標準システム(ガバメントクラ ウド上の標準準拠システム)	事前	
令和7年5月30日	I-2 特定個人情報ファイル名称	① 国民健康保険ファイル ② 団体内統合利用番号連携サーバー	① 国民健康保険ファイル	事前	
令和7年5月30日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 30の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)第24条 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2 項	番号法第9条第1項 別表 44の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務省 令で定める事務を定める命令(平成26年内閣 府・総務省令第5号)第24条 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2 項	事前	
令和7年5月30日	I-4 法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制 限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) ○第3欄(情報提供者)が「医療保険者又は市区町 村長」等の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療 保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、 26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) ○第3欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支 給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、 第4欄(特定個人情報)が「他の法令による給付の支 給に関する情報」等の記載で、法令において国民健 康保険法が規定されている項(9、12、15、17、22、 78、97、106、120の項) ○第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 「国民健康保険法第76条の4において準用する介護 保険法第136条第1項、第140条第3項、第138条第1 項又は第141条第1項の規定により通知することと されている事項に関する情報」が含まれている項(46 項) (別表第2における情報照会の根拠) 42、43、44、45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・ 総務省令第7号) (別表第2における情報提供の根拠) 第1、2、3、4、5、8、19、20、25、26、33、43、44、 46、49、53条 (別表第2における情報照会の根拠) 第25、26条 ・オンライン資格確認の準備業務 ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携の ためではなくオンライン資格確認の準備 として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 (情報提供の根拠) 1、2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、 56、65、69、83、87、111、115、125、12 6、131、137、141、145、158、161、16 4、165、166、173の項 (情報照会の根拠) 48、69、70、71の項 ＜オンライン資格確認業務＞ ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	事前	
令和7年5月30日	IV-8 入手を介在させる作業	—	十分である	事前	
令和7年5月30日	IV-11 最も優先度が高いと考えられ	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリス クへの対策	事前	
令和7年5月30日	当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事前	